

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期豊島区青少年問題協議会 第 10 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 7 年 1 月 29 日（水）午後 3 時 00 分～午後 4 時 50 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 8 階 803 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）子ども・若者の意見聴取結果について （2）「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）（素案）」に対するパブリックコメント実施結果について （3）「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況 （4）「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」素案 3 そ の 他 4 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、中野航綺、坂下睦子
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

会議資料	・資料1 計画策定へ向けた子ども・若者等への意見反映の取組 ・資料2 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」子ども版（案） ・資料3 立教大学×豊島区あなたと共につくる子ども・若者のまちづくり意見交換会報告 ・資料4 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」子ども版（案）のアンケート調査結果 ・資料5 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）（素案）」に対するパブリックコメント実施結果について ・資料6 「子ども・若者総合計画（令和2～6年度）」令和5年度事業実施状況調査報告書（案） ・資料7 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」素案 ・参考資料1 「子ども・若者総合計画（令和2～6年度）」令和5年度事業実施状況調査【重点事業】 ・参考資料2 「子ども・若者総合計画（令和2～6年度）」令和5年度事業実施状況調査【資料編】
------	---

審 議 経 過

1 開会

（事務局より、各資料について説明）

2 議事（1）子ども・若者等の意見聴取結果について

委員長： 議事の（1）子ども若者等の意見聴取結果についてご説明をお願いいたします。

事務局： 資料1から3のご審議をいただきたいと思います。
資料3の取り組みについては委員よりご報告の方をいただきます。

（資料1から2について説明）

委 員： （資料3についてご説明およびご報告）

委員長： とても貴重な機会を企画いただきありがとうございました。
議事の一つ目の子ども若者等の意見聴取結果ということで、大きく分けて二つあります。
子ども若者総合計画の子ども版についての意見聴取の部分と、立教大学と豊島区のまちづくりに関わる意見交換会の結果についてご報告いただきました。内容について質問や確認しておきたいことがあればお願いします。

子ども版については、実際に子どもたちに意見を聞くときに、子ども版を配って説明した上で聞かれたということですね。さらに、何か反映させていくことになりますか。

事務局： 子どもたちの意見を集約して資料の別紙3が全員分です。
ここから何を登用して、最終版としていくのかを今検討しています。

委員長： 別紙3というのが、挑戦状そのものに対する意見や居場所の視点など、いろんな意見が出てきたものを分類して作成いただいた経緯になります。どうでしょうか。
今日審議してほしい視点が3点ありまして、子どもの声を聞き、計画に反映させていく今回の区の手法に対する意見が欲しいということが一つ目。実際に子供たちの声を聞いてきたこれらを、どう計画策定に生かしていけるのかというのが二つ目。子どもたちの意見をどれだけ成果として区施策に反映させたのかが三つ目です。
それらをどう評価していくのかというのは結構難しいのですが、その3点についてご意見・議論してほしいということです。いかがでしょうか。
では私から、この子ども版についての意見を聞くにあたっては前提として何のために、どんな意見を聞きたいのかを明確に子どもに伝えて、その上で意見を聞くことがやはり大事になると思いますが、今、報告いただいた子ども版については、編集方針が二つ示されています。基本理念である自分らしく成長する意欲や、豊島区で暮らす安心感を持つことのできるエンパワーメントツールとして作り出していきたい、という目的があって、年齢の違う子どもたちには工夫する必要もあると思いますが、その趣旨は目的に沿うかたちで、すんなり伝わったのでしょうか。

事務局： 最初に子ども版の試案を作り、それをもって放課後児童クラブの子どもスキップという場所にいる子どもたちのところへ子ども版についての意見を聞きに行きました。
今、豊島区は子ども・若者を対象とした計画を作っていることを伝え、それを子どもにも見てもらいたいので初めて子ども版を作りたいと考えていることを伝え、その子ども版を作るにあたっては、大人だけが作るのではなく、子どもたちみんなの意見を聞きたいことを伝えました。5.6年生の子どもたちに意見を言ってもらいましたが、子ども版を見た子どもたちは、ここはもっと情報を追加した方がいいとか、ここはごちゃごちゃしていてわかりにくいなど、見た感じの意見を率直に言ってくれました。やはり自分たちが関心のあるところや、子ども版を見て自分の生活に近づけて、自分たちが行ける場所や連れていってもらえるかということを意識して意見として伝えてくれたのかなと感じています。豊島区にはいろんな場所があることがわかったという意見もいただきましたので、計画ということが頭に残ったかどうかはわかりませんが、豊島区にはいろんな場所がある、区役所がそういう場所をつくっているということを少し子どもたちに伝えることができたかなと思っています。

委員長： 今、ご報告いただいたように、子ども版を作りますよということで、子どもたちにしっかりと届けていろんな情報を届けていくツールとして、より良いものを作っていくから、みんなの意見を聞きたいということと、後半ではここにこの意見を聞く機会に参加するこ

とで、こういう居場所もあるんだ、豊島区はこういう取り組みをたくさんしているんだということを学んだり経験できるような、そんな機会としてもとても貴重だったのではと思いました。他に何かございますか。

委員： 先ほど委員がご報告されていた声を聞く場を作るということと、それがきちんと反映されているという状況が私達側に突き付けられているように思っていて、施策の評価というと堅苦しいですがそれをどのように子どもたちに評価してもらうのかを、継続的に行政の計画として位置づけられることが、こども家庭庁ができた今、新しいフェーズに入っているのかなと考えていました。

委員長： こども基本法にも、こども大綱にもやはり子ども施策を作り上げるときに、一番中心の当事者からの意見をきちんと聞いて、反映させていくことが前提として大事だというところがあるので、その取組の一つとして、このような取組を継続的に進めていくことが大事で、これをどう生かすのかみたいなことがさらに問われていくのかと思いました。

先ほど委員が自分の生き方、これからの生き方を思い描いたり、そこと結び付けて意見交換ができた、若者が自分の子ども期に経験してきたことを想起しながらいろんな意見を出してもらえたと述べていましたけれど、この子ども計画そのものがなかなか学生であったとしても、普段見たり聞いたりする機会がすごく少ないので、施策へ意見を反映すると言ったときに、ある程度包括的に意見をもらった中から有効な意見を整理した上で反映させるという方法と、具体的に若者に関わる施策について、どのように思うのかという感じで、焦点を絞って行うこともあり得るかと思いましたが、実際にされてみて、どのように思われましたか。

委員： 授業の中でも計画については見ないか見過ごしています。子ども側もそうですが、おそらく意見反映というのは今回の計画でしたからよいとか悪いということではないと思います。次の改定が勝負だと思っていて、このような子ども版をきっかけに小学生、中学生ぐらいのときに見たことのある子どもたちが中学生や高校生になったときに、あれはこのことだったのかと気づいてくれて、そこでPDCAが始まるようなことだと思うので、それに向けてどうするかという話で、これを読んだお子さんや若者方が、自分が働きたい社会の中で暮らすときに、何か思い出してもらえきっかけになるかどうか、おそらく次のフィードバックというか評価指標になるんだと思います。一つ一つの具体的な計画のところは1回1回の計画の中で行うとして、長い目線で見るときは5年間の中でその年のフィードバックを何で見るかについては、あのときにこういった話が蓄積されたけど実は計画の中に盛り込まれてたとか盛り込まれてなかったとか、あまり伝わってないということは、記述が良かったのか、悪かったのかみたいなそういう指標評価としていくことが、方向としてはあるのかと思いました。

委員長： ちょうど子ども版を作り上げている途中なので、今回の計画そのものについて、子どもたちが読んだり見たりする上で、どれだけ子どもたちや若者からももらった意見をここに反映できるのか、この表現が難しくてわかりづらいから、こんな表現した方がいいとかこう

いう施策が若者支援のためにはあった方がいいみたいなことを盛り込んで、委員が話したように子どもの意見、若者の意見を取り入れて作った計画の子ども版が果たして子どもたちにどれだけ届くものになったかとか、計画がどれだけ若者たちに浸透しているかやわかりやすかったかということを計画ができ上がった後の段階で評価していくということが問われている感じですね。

委員： それを配布率で見るのかというようなことにはならないと思うので、難しいですね。

委員長： 委員は子ども食堂をされていますが、今回の子ども版はやはり条例、子どもたちのことをどのような考え方で、豊島区は見守っているのかということと、子どもたちにとって最も身近に活用できるような居場所といった場や相談機関というものを伝達していくような形で作っているわけですが、実際に子ども食堂をされている立場からしっかりと届いているかどうか、あるいは何かご意見ございますか。

委員： 子ども版を拝見して、子ども版へのアンケート調査結果からたくさんの方の意見があるのに驚いて、結構小・中学生でもきちんと自分の意見を言う方が多くいて、この意見がとても貴重だと思いますので、できることはここにすぐに反映した方がいいのではないかと思います。キャラクターなどにも子どもたちは結構、細かい意見があり、面白い発想だったり、すごくよい意見もあるので、それを聞いてここに反映することが、まず子どもの意見を聞くということなのではないかと思います。一つ、せっかくアンケートをとった中で、小学生たちの回答に「見れない」や「アクセスできない」と書いてあることが残念で、なぜ見えなかったか気になりました。子ども版を見たときに、子どもの意見窓口とか7ページの悩みを話せるという場所が記載されているので、そのページに直接悩みを話せる電話番号や二次元コードやメールアドレスは、載せた方がよいと思いました。

委員長： 子どもがもし相談したいとか、SOSを伝えたい、若者の声の中にはかなり厳しい状況にある子もいるような意見もあったので、すぐにアクセスできるようなものですね。

委員： せっかく紹介しているので、すぐそこにアクセスできるものがあることが大事かなと思います。

委員長： 子ども意見のこのアクセス権の話と今の意見に関していかがでしょうか。

事務局： 少しこの調査結果を簡単に説明させていただいて、トラブル対応と書いてあるのがその内容なので、合わせてご説をさせていただきます。資料4をご覧ください。

(事務局より、資料4について説明)

委員長： アクセス数がどれだけあったかによって、居場所や権利相談室について知りたい人たちがアクセスしたのかも1つの評価の視点になるかもしれない。あとは、大人が全力で作

成した子ども版と、子どもの意見を聞いて作った子ども版の二つがあれば、それを比較するわけにいかないのでは、どう評価していくのが先ほどの論点になるわけですね。それに限らず、ご意見ご質問はありますか。

委員： 今後の活動というか普及活動のサステナビリティを考えたときにやはり小学校の先生やスキップやジャンプの職員さんもお仕事が多いじゃないですか。ここをどのように業務量に負担をかけないで展開できるかというのは課題です。

委員長： この資料4の最初に載っている子ども版を作り出す上で、一つ活用しているこのステップの図は147ページには載せないのですか。

事務局： 掲載する方向です。

委員長： ここは載せた方が、このような方法にのっとって、計画自体も作り、今後の計画も推進していくというところで、おそらく豊島区にとってもよいし、他の自治体にもこんな方法してるんだということは、役に立つのかなと思いました。どこも試行錯誤して苦労しているとは思いますが。ご意見はありますか。

委員： その方向性はよいと思います。まず、知るということが何よりも重要です。その中で、どのような施策を豊島区は用意しているか、どんなことができるのかということが、子ども版の中には遊び場や居場所があり、子ども向けの意見の窓口があり、あなたがたが安心して生活できる権利を守る条例があることが載っています。子どもたちの意見からあるように、このようなことに参加をしたり、声を届けるという場合には、それがどこにあるのか、どうすれば参加できるのか、そこに行けなかった時には、コミットできる方法があるのかないのかが続けて、わかるといいです。そして、ともにつくるというのが今回のキーワードですが、ともにつくるってどういうことなのか、どこに行けばともにつくれるのか、ともにつくる方法は何なのか、ということがもっと見えるとよりいいと思います。知る、参加する、そしてともにつくる、反映するという流れがと入ってくるようにすればよいかなと思います。子ども版を挑戦状というかたちでたたきつけたのだけでも、何をすれば、としまっ子博士になれるのかということを考えると、クイズに全問正解できたら、としまっ子博士になれるのか、それでよいのかという意見もあったわけです。ただ、こうしたものがあるから、もっといろいろ活用したり、豊島区検定のような豊島区をもっと知って、本当に「博士」と言われるようになるために、もっと知りたい、参加したいという子どもたちが、としまっ子博士になるための方策みたいなものも、ここで見ることができるとよいと思いました。そして子どもの権利とは何かということを確認していくと最後に条例があり、その条例には前文が書かれていますが、この部分が少し文章も多いので、豊島区子どもの権利条例に掲げられているどんな権利があるのかがここに書かれていてもよいかなと思いました。ともにつくるということに焦点を当て挑戦状としたことで、参加できる方策がどう明記されているのか、という視点で進めていくとよりいいです。もちろん誌面は限られているので、ここから URL や二次元コードに繋がっていくとよ

いし、現地に行けばそこで感じるだけではなく、何かわかるようなものが用意されてもいいし、もっと工夫がひろがるのではないかと期待しています。

委員長： いろいろ委員の皆さんの意見から、いろんな想像力がでてきて、豊島区からの挑戦状ということで、大人は子どもたちとこんなふうに接していることや、施策を作り出していること、このような居場所を子どもの権利に基づいて作っているという、メッセージになっていますが、事務局からの説明や子どもの声を聞くと、大人から子どもへのメッセージであると同時に、子どもからもたくさんメッセージをもらったという言葉も伝えていきたい思いになりますね。大人は知らないかもしれないけれど、子どもはこんなことを知っているというような双方向的な視点が出せるとさらによいし、委員が言われたように、ここを出発点としてさらにステップアップしていったって、子どもの参加への今後の動きということを描くということも一つの方法なのかなと感じました。先ほど、ともにつくることの大事さを伝えられましたが、やはり子どもたちのことを子どもたちの手に、いかに取り戻していくのかがとても大事になると思いますので、いつも大人が準備したような状況ではなく、子どもたち自身のことに関心する意見を言わせてほしいことや、自分たちの過ごし方やどんなことを考えているのか、それをもっと反映してほしいといった視点が大事だと感じました。他にはいかがですか。

委員： このクイズがあるというのは、子どものニーズがあるからですね。この子ども版は豊島区ではこんなことをしているという表現をしています。子どもたちがこんなことしたいけど、できない場合はどうすればいいんだろうという場面でクイズがあり、こんな場所がありますというような流れの方がいいのかなと思いました。そうすれば、子どもが何か自分の疑問や課題があって、探究型学習のように問いに答えて、その結果や情報を得られるようなストーリー建てになるのかなと思いました。

委員長： それなら個々の意見の中に、どんな居場所があるのかという問いを前提として、子どもたちの問いに答えている形になれば、より子どもと一緒につくった感じになるかもしれないですね。

事務局： その点はスキップでも子どもたちから助言されました。

委員長： 先に進ませていただきますので、次のご説明をお願いできますか。

議事 (2) 「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)(素案)」に対するパブリックコメント実施結果について

事務局： (事務局より資料5について説明)

委員長： 結果の公表は4月1日にこのパブリックコメントとそれに対する区の考え方を公表予定ということで、意見に対してでも案としてでも作成いただいた区の考え方に関してでもご質

問はございますか。

委員： パブリックコメントの仕方について FAX やメールというのは個人が特定できる形がよいのか、それとも匿名的なものがよいのか、豊島区は全体でどういう形式なのでしょう。以前、私の調査で京都市にパブリックコメントの話聞いたのですが、パソコンの専用サイトから全てのパブリックコメントが閲覧できていました。

事務局： 他の課もパブリックコメントをする際には、FAX やメールでご意見をいただくことになっています。パブリックコメントの実施方法については定めたものがあり、それに従い実施をしています。

委員： その方法だと小学生が、パブリックコメントで何か意見を言いたいと思っても言えない状況で、自分が何か言いたという権利保障を考えたときに、パブリックコメントの方法や意見の伝え方についてどうすればよいかなと思った次第です。

委員長： パブリックコメントというと今までは、大人が中心でいろいろ意見を寄せていくツールのような感じでしたが、子どもの意見反映や施策への反映ということで考えると、子どもも当然パブリックコメントの対象になるので工夫が必要かもしれないと感じました。

委員： 区長への手紙みたいなのがありましたね。子どもたちが自由に書けるお手紙です。それも一つのパブリックコメントのようなもので、子どもたちも伝える機会があります。

委員長： 既存のものを工夫して、いろいろ考えていけるのかなと感じました。他にはいかがですか。このパブリックコメントの話は後の計画のところにも関わってくるかもしれませんので次に移ります。議事の 3 番目の令和 5 年度の実施状況というところです。
事務局から説明をお願いいたします。

議事 (3) 「子ども・若者総合計画(令和 2～6 年度)」令和 5 年度事業実施状況

事務局： (事務局より資料 6 について説明)

委員長： 令和 5 年度の実施状況報告書作成に向けてというお話しでした。
これは現行の計画の 4 年目の評価ということになります。今年度は、次期計画策定作業も重なっていましたので、例年のようにそれぞれの施策ごとに青少協からの意見を記載していたわけですが、今回は次期計画の策定に向けてというところを付け加えてまとめたいということです。それぞれの施策に対する青少協や子どもの権利委員会からの意見も入れるのでしょうか。

事務局： いただいた全部の意見は難しいですが、該当するようなところがあれば少し入れて整えたいと思います。

委員長： 意見について、次回の会議の中で確認の方がよいですか。

事務局： できましたら次回の会議前までにご意見をお寄せいただき、まとめたものを次回の会議でお渡しし、3月の定例協議会で報告事項として、一緒に提出できればと思います。

委員長： ではこちらについて、この資料を少し読んでいただき、2週間後までに意見を出していただき、次回の会議のときに皆さんの意見を入れたものを最終案として、それをもとに話し合いができればと流れで進めさせていただきます。

今回次期計画の策定に向けてということも入ってくるので、ご説明いただいた内容に関して、何か質問はございますか。

続きまして、議事の4の素案にいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議事（4）「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」素案

事務局： （事務局より資料7について説明）

委員長： この素案について、また子どもの意見反映という前半の事柄でも構いません、ご意見等ございましたらお願いいたします。では、私から1つ感じたことですが、次期計画については、子ども、若者の当事者の意見を聞きながら事業内容も含めより良いものに進めていくことや、施策への反映という視点と、子ども主体の事業にするためには子どもたちが通う保育所、児童館等の常日頃からの意見を聞く取組が問われます。この計画自体が、乳幼児期から学童期、中高生、若者まで幅広く、この計画を実施する部署も子ども関連だけでなく、幅広い分野に及び、行政だけでなく民間やいろいろな場所に及んでいくと、子どもの意見をしっかりと聞いて反映することを進めるような、中心的な行政の部署や担当者等を置くことや、社会的養護の場面でも、子どもの新しい事業ができと思いますが、既存の社会的養育の現場の様々な専門職や学校の先生などの大人に向けて、子どもの意見をしっかりと聞いて反映させていくことを伝えていけるような研修の機会をつくっていけるとよいと思いました。以上です。

委員長： 他にありますか。

委員： 豊島区の施策取組のSTEPはPDCAのPとCの間に意見を聞くが入っているので、さきほど豊島区のステップという言い方をされていましたが、検証するところも一方的に検証するのではなく、ここでも意見を聞いているなら、従来のPDCAではないことをアピールすればより魅力的になるのかなと思いました。

委員長： そうですね。今のご意見に、さきほどの委員の意見を付け加えると、今回の資料の4にステップが示されていて、企画する、意見を聞く、意見を反映し、実施するというのは、行政側の視点で作られていますが、このステップを回すというのは子どもにとって、このステップを一步一步進んでいくのはどういう意味があるのかという視点から意見をいただ

いたと思います。情報をたくさん知って、どのように参加できるのかを理解して、それとともにつくる場に参加して活動し、そこで意見を言うというかたちは、子どもの視点からするとこのステップはより子ども主体のものになっていくかなと感じました。

委員： 行政の周りに住民や子どもみたいなサイクルがあって、企画するであれば、企画するときにアイデアを募ることや、意見を聞くであれば、行政側から資料を提供したり情報発信をする、意見を聞くなれば、こういう場面で意見を聞いて、意見を反映する、実施するなど実際に参加するメンバーに関わってもらうような対応関係があるとよいと思いました。

委員長： その辺りの意見を何か形にして一緒に考えましょう。他にはいかがでしょうか。

委員： 丹念にいろんな声をまとめ上げてくださっていて、当事者である子ども若者とともにつくってきて、これからつくっていく、みたいなことでこの報告書はまとめてくださっているので、もう一押し意見を考えてみたいと思います。

委員長： では、次回の会議に向けてご意見をお送りし、まとめていただきたいと思います。
第 32 期豊島区青少年問題協議会第 10 回専門委員会を終了いたします。

【 終 了 】